

平成 22 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 3 号）

平成 22 年 6 月 11 日（金）

開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16 名）

- | | | | | |
|------|---|---|-----|---|
| 1 番 | 横 | 山 | 勲 | 君 |
| 2 番 | 岩 | 田 | 恵一 | 君 |
| 3 番 | 篠 | 塚 | 信太郎 | 君 |
| 4 番 | 梅 | 原 | 好範 | 君 |
| 5 番 | 森 | 田 | 幸子 | 君 |
| 6 番 | 村 | 山 | 良夫 | 君 |
| 7 番 | 山 | 内 | 武夫 | 君 |
| 8 番 | 東 | | まさ子 | 君 |
| 9 番 | 野 | 口 | 久之 | 君 |
| 10 番 | 坂 | 本 | 美智代 | 君 |
| 11 番 | 原 | 田 | 寿賀美 | 君 |
| 12 番 | 松 | 村 | 篤郎 | 君 |
| 13 番 | 北 | 尾 | 潤 | 君 |
| 14 番 | 小 | 田 | 耕治 | 君 |
| 15 番 | 山 | 田 | 均 | 君 |
| 16 番 | 西 | 山 | 和樹 | 君 |

4 欠席議員（0）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐 登 美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君
和知支所長	藤 田 真 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企画政策課長	中 尾 達 也 君
税 務 課 長	一 谷 寛 君
住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 次 長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 林 潤 子
書 記	石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 一言お願いを申し上げます。静粛維持のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、もしくはマナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日、議会だより用に質問者の写真を事務局職員より撮影をいたしますので御了承ください。

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・原田寿賀美君、12番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

3番議員、篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 皆さんおはようございます。

公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、通告に従いまして平成22年第2回定例会における私の一般質問を行いたいと

思います。

明快な御答弁をいただきますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

まず1点目につきましては、若者定住対策についてお聞きをいたします。

本町では若者・青年が町外に転出するなどによりまして、若者が大幅に減少をしております。このことが今後も続きますと、町の将来計画に深刻な影響を及ぼすことは明らかであります。町の存亡にもかかわってくる大きな問題でもございます。若者の統一基準はないようでございますが、一般にはおおむね15歳から39歳までの年齢を指すとされておりますので、これから私の質問で若者というのは、その年齢層を指しているという御理解をいただきたいと思います。

若者が減少しましたら、町の活力が減退しまして、農林商工業の生産力も減少してまいります。本町が今日抱える多くの課題は、若者の減少に起因をいたしております。その例としては、少子高齢化の急速な進展、農林商工業後継者不足問題、過疎化と限界集落、青年会議所、商工会青年部など若者で構成する各種団体の弱体化、消防団員の確保と定数割れ、農地の荒廃、保育所・小学校の統廃合、須知幼稚園の定員割れと存続問題など、挙げれば切りがございません。

3町合併以降、4年6カ月で人口は1,127人、1年平均しますと250人減少いたしております。これは毎年人口の約1.5%が減少していると、こういうことになりまして、合併が周辺部を拡大、広域化させ、過疎化を急速に進展させたものとも考えられます。また、日本の、世界の社会経済状況に大きな影響を受けていることも事実であります。合併後今日までまちづくり施策の効果があらわれていないということも言えると思います。

平成20年度は233人減少いたしておりますが、決算の事業報告の人口動態によりますと、出生が83人、死亡214人で自然減が131人ということで、若者転出による出生数の減少が、大きな自然減となっているものと考えられます。残りの102人の減少は、転入転出等によります社会減であります。102人以上が転出をされているというわけでございます。その大多数が若者ではないかなというように推測をいたしております。

このような人口減、転出の流れを食いとめ、まずはプラスマイナスゼロとなるような施策を打つことによりまして、総合計画に定める平成28年度人口目標、1万8,000人の達成は可能と考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

それでは、篠塚議員にお答えをいたします。

総合計画に定める平成28年度の人口目標1万8,000人については、総合計画に基づいたまちづくりの進展による目標人口であります。現時点においては、全国的な人口の減少傾向にある中で、京丹波町の将来人口も、近年の動向から推移するならば、緩やかな減少傾向を続けることが予想されておりますが、今後畑川ダム建設や、京都縦貫自動車道の完成が見込まれるなど、定住対策に欠かすことのできない生活基盤が着々と整いつつある状況でもございます。今後におきまして、総合計画に基づくまちづくり施策の展開により、定住人口の増加のみならず、交流人口の増加に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今、御答弁いただきました。人口の増減は行政運営のバロメーターでもあると思いますし、採点表でもあると思うんです。人口動態を常に意識した行政運営、また施策を打っていただきまして、それがうまくいけば人口は増加していきますし、また人口動態の中にまちづくりのヒントは隠されてると思いますので、人口動態を詳細に分析されまして、効果的な施策を打たれる考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） マーケティングをしてきた立場ですと、本当に人口動態というのがありまして、そのことを検討する必要があります。現在、町行政としてその表を見たことがないんですが、十分研究させてもらって、そうした施策を基本に、人口増に向けて頑張りたいと、そういう思いでおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、働く場所を確保する企業誘致の取り組みにつきまして、お聞きいたします。

若者が転出する大きな理由としましては、働く場所がないことによるものだと考えられます。総合計画策定に当たりまして、住民アンケートが行われました。若者たちが本町に定住するために必要な取り組みは「企業誘致等による働く場所の確保」がもっとも多く43.6%でございました。

このアンケート結果から見ても明らかなように、働く場所を確保すれば確実に若者は定住し、旧町では郡内でもトップクラスの企業誘致が図られてきたところでございます。合併後企業誘致は1件もされてないと認識をしておりますが、どのような企業誘致の取り組みがされてきたのか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えします。

畑川ダムも平成24年に完成しますので、それ1年前くらいから積極的に企業誘致したいと思ってるんです。ほんで水がないのにやって、中途半端なことになったら誘致企業に迷惑かけるという思いで、今ちょっと控えてるところです。気持ちそのままです。何とか畑川ダム完成目がけて、1年前ぐらいは積極的に、特に食品企業を中心に企業誘致をして、雇用の場を広げたい、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 元参与さんの話によりますと、担当者は一度も企業を訪問したこともないということでありまして、担当者1名でほかの業務と兼務で企業誘致をするということとは、これちょっと無理ではないかというように私も考えておりまして、企業誘致の対策課、または室を設置され、企業誘致に本腰を入れられるお考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、御指摘いただいたとおりの部分があります。企業誘致に向けた大々的な取り組みはできてないんですが、とにかく考えてることは食品製造業の操業地域を中心に、ものづくり産業集積促進地域としての指定申請を京都府へ行うとともに、京都府の補助金や過疎地域の特別措置も活用して、工場の立地や増設を支援するなど、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、下山の工業団地、京都中央テクノパークにつきましてお聞きをいたします。

工業団地の中央部を横断します国道27号バイパスは、工業団地の販売を促進することを主目的に二十数年前に計画されまして、工業団地が造成されてからバイパスも、工業団地が造成されましたから、このバイパスが今完成をしたということが言えると思います。

やっと昨秋バイパスが開通いたしまして、工業団地の交通の利便性が格段に向上いたしました。さらに通過する人にも、工業団地であるということがよくわかる状況になってまいりましたが、それ以後企業からの問い合わせなどがあるのかどうか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えします。

京都テクノパークに関する問い合わせは、今のところ残念ながらございません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 京都中央テクノパークの現在の販売会社であります、株式会社エムエフケーと西洋建設工業株式会社の2社と、企業誘致等につきまして連携は図られているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

連携はいたしておりません。たまに、相談があるんですが、話の入り口、したいというような話を聞くだけでとどめております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 西洋建設工業株式会社の看板に、企業誘致を妨害するような記載がされていることは、昨日松村議員さんから写真を提示されまして質問されたところですが、内容につきましては省略いたしますが、これは事実と異なることが記載されておりますので、この看板をこのまま放置すれば企業誘致に悪影響を及ぼしてくるというように考えますので、看板の書きかえまたは撤去につきまして、設置者に申し入れをされているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在はしておりません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） されてないということでございますので、早急に申し入れをするべきであるというように考えますが、いかがでございますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 十分検討して、すべきときにはきちっとしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 元販売者であります、株式会社フジタの、旧フジタの現場事務所の区画に、ペットの火葬場が設置をされたということで、「ペット葬祭、霊園、ジャパン アニマル セレモニー」という看板が上がっておりますが、ここはいわゆる工場用地として京都府からも指定を受けてるわけでございますが、工場以外の目的にも販売がされて、営業が、この火葬場が営業をされてるのかということをお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねのペットの火葬場については、操業はされておられません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、公共用地の検討委員会で検討されました工場用地の箇所数と面積はどれぐらいあるのか、またそして、その工場用地の販売計画はあるのかどうか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えします。

工場用地として適当と判断できるものは1カ所であります。2.4ヘクタールです。造成等の投資がかなり必要である状況ですが、できれば企業誘致の候補地として位置づけ、推進してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、町営住宅の入居状況と建設計画についてお聞きをいたします。

結婚などに合わせまして、新たに住まいを求められるという若者も少なくないわけでありまして、それらのニーズに対応できる民間及び公営住宅が確保されていないために、勤務地が本町にありながら、南丹市、亀岡市等へ転出されるケースも多く耳にいたします。町営住宅、21団地167戸の入居の状況についてお聞きをいたします。

そして、合併後旧瑞穂町の継続事業として建設されました三ノ宮団地以外に、町営住宅は1戸も建設をされておられません。本町においては、民間住宅の建設戸数も少ないことから、若者定住対策として住まいの確保は必要であると考えますが、町営住宅の建設計画はあるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えします。

本年6月1日現在の入居状況につきましては、公営住宅97戸に対しまして92戸、特定公共賃貸住宅55戸に対しまして50戸、特別賃貸住宅15戸に対しまして13戸となっております。

なお、老朽化の激しい公営住宅5戸と、特別賃貸住宅2戸につきましては、緊急時に一時的に使用できる政策空き家としておりますので、現在の空き家につきましては特定公共賃貸住宅5戸という状況であります。

若者定住対策の一環として民間賃貸住宅の少ない地域においては、町営住宅の建設が考えられますが、退去や空き家を含めると、年間１０戸程度の入居募集を行っている状況であり、現在のところ建設の計画は持っておりませんが、今後におきましては、需要予測を踏まえ、老朽化した住宅の建てかえについて検討していく必要があるかと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○３番（篠塚信太郎君） 現在の入居状況から考えますと、ほぼ満杯という、満室というような状況でございますので、町営住宅へのニーズは十分あるというふうに思われますので、早急に旧町に１団地ずつの建設をすべきであるというふうに考えますが、その見解をお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状十分分析しまして検討していきたいというふうに考えております。私たまたま自分がワンルームマンション建てて、使ってもらおうと思って来てもらったんですが、１年ぐらいうるとどうしても南丹市へ住む。そのことの心理を聞いたことはないんですけど、どうも若者が生活環境が南丹市のほうがすぐれているということなんかなというふうに思ったりしています。これは私が個人的に感じたところです。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○３番（篠塚信太郎君） 次に、住宅マスタープランの策定につきまして、お聞きをいたします。

旧瑞穂町、和知町では、住宅マスタープランに基づき、若者定住対策の一環として住宅の整備が行われ、大きな成果を上げてまいりました。木ノ上団地、大倉団地では、多くの子供が遊ぶ姿を目にします。両団地は５７戸で、小学生２０名、中学生１３名、合計３３名も児童がいます。この児童生徒数は和知地区の児童生徒数の約１割を超えておりまして、この団地が建設されていなければ、多くの若者が町外に転出され、和知地区の子供も大幅に減少していたのではないかと考えることができます。総合計画の定住基盤の計画の中で、住宅・住環境の整備を図るために、住宅マスタープランを策定するというふうに定めておりますことから、早急に住宅マスタープランを策定するお考えはないのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えします。

住宅は個人の資産ではありますが、社会的な資産でもあります。町をつくる基本であるとも考えているところであります。地域に根差した上質な住宅供給や、住みやすい生活環境の整備に向けた住まいづくりを視点とした住宅マスタープランの策定をされている市町村もあるんですが、本町においては策定、現在できてないのが現実であります。

以上です。

○議長（西山和樹君）　篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君）　基本構想、基本計画に基づきまして実施しますという具体的な事業につきましては、3カ年の実施計画を策定するという事になっておりまして、本年は2回目の3カ年計画の年度となっております。実施計画に住宅マスタープランが実施事業としてあげられていない、その理由につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　住宅マスタープランにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、公営住宅のみだけではなく、民間の住宅また民間の賃貸住宅等も考慮して、住宅のエリアづけなり住環境の整備を図っていく計画となっております。

住宅マスタープランにつきましては、総合計画のほうでは掲載しておるんですが、その中身について、木造住宅の耐震化なり、公営住宅の長寿命化計画といった個々の項目がございまして、マスタープランは現在策定できておりませんが、その個々の住宅政策について、順次進めているところでございます。

マスタープランにつきましては、京都府が定めておりまして、その京都府のマスタープランに従いまして、町の施策のほうも行っているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君）　篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君）　そしたら、定住基盤の実施計画はどのような内容になってるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　ただいまの御質問ですが、町で管理している住宅につきましては、適正な維持管理ができるように進めているところでございまして、定住基盤の整備ということで町営住宅のストック総合活用計画というのがあるんですが、その中の項目につい

て、個々の事業のほうを進めていますというか、できるように考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） このような重要な基本方針が、実施計画に上がってないということは非常に不都合なことございまして、次の3カ年計画に住宅マスタープランを実施計画に入れるべきであるというふうに考えてますが、御見解をお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御質問、御提言どおりでして、今後の課題として検討して、実施、ぜひ策定したいと、そういう思いであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、町営バスの運行につきましてお聞きをいたします。本年4月からの土曜日運行実績につきましては、昨日の梅原議員の質問に詳しく答弁がありましたので省略いたします。土曜日1日当たり平均乗客数は、一般が69人で平日よりも少ないというような報告でございましたが、町営バスを利用される住民の皆さんは、土曜日運行は大変ありがたいという声を聞いておりますことから、土曜日運行が定着すれば乗客数は今後増えるというふうに見込まれているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後増えると見込んでおります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、料金半額の社会実験を再度実施される考えはないか、お聞きをいたします。

昨年9月の料金半額の社会実験は1カ月間でありまして、正確なデータが取れなかったのではないかというふうに考えております。乗客数は社会実験前よりも余り増えなかったという理由によりまして、当面料金は引き下げしないということでございましたが、どの路線もガラガラでございまして、料金を半額、最高200円にしてもらえばうれしい、乗りたいというのが町民の皆さんの声でありまして、料金半額の社会実験を再度実施される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 気持ちを先お答えしておきます。また、機会があったら実施したいとは考えております。

昨年9月に料金半額割引の社会実験を実施いたしましたが、1路線を除きほとんどの路線

で目立った変化がなかったことから、料金の問題と乗客数との関係は少ないと、まず分析いたしております。現在は実施する考えはございません。お答えです。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 料金の引き下げにつきましては、ＪＲバスとの協議が必要であるということで、なかなか難しいという話もございました。この町営バスは道路運送法第78条によります運行でありまして、自家用有償旅客運送ということでございますので、ＪＲバスとの競合路線は料金は合わせまして、競合しない路線は自由に料金設定ができるというふうに考えられますが、競合しない路線の料金を、半額または200円均一ということに改定をされる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの篠塚議員の御質問でありますけれども、確かにＪＲバスとの競合する部分につきましては、価格につきましては変更することはなかなか難しいようございまして、またそれ以外の部分で料金改定をするという方法も考えられるわけですが、町内一円でのバス運行というふうにとらまえておりますので、現在のところ、料金体系につきましては町内1本といいますか、一定の料金体系で運営をしていきたい、運行をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、高齢者に敬老乗車パスを発行する取り組みは進んでるのか、お聞きをいたします。

昨年12月の定例会一般質問の答弁で、「高齢者への敬老乗車パス発行を含めたバス料金の補助は、今後全体的な料金体系を決定していく中で、積極的に取り組みたい」と答弁されておりますが、高齢者の方が町内どこへでも気軽にかけられることが地域の活性化に間違いなくつながることから、早急な敬老乗車パスの発行が必要であると考えますが、その後の取り組み状況につきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

高齢者への敬老乗車パス発行につきましては、御指摘のとおり現在福祉的な観点から内部協議を進めているところでありますが、料金的な課題よりもまずは利用しやすい路線や、乗降介助などの体制づくりを求められていると考えております。

引き続き総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、一般乗客のみの運行につきましては、小型ワゴン車で安井南谷、質美北久保、鎌谷奥などの集落の端まで運行される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

大型・中型バスの運行を、小型ワゴン車などで運行してほしいというのが、町民の皆さんの声でありまして、乗客数が少ないということからもございますし、大きなバスは当然必要なくなってまいりますし、燃料ももったいないなあというのが理由でございます。その声は正しいと、私は思っております。そして、小型ワゴン車などの運行に切りかえることによりまして、今まで乗り入れできなかった集落の端まで運行が可能となります。例えば、安井南谷は、光久停留所まで、南谷の入り口から1.4キロ、一番奥からは1.9キロございまして、高齢者がここを、1.4キロを歩いて、手押し車を押して、ここまで乗りに来ることはちょっとこれは不可能であるということでもあります。南谷の入り口付近には町営バスに乗りたいという高齢者の方もおられまして、ほかにも質美の北久保、鎌谷奥など、ほかにもたくさんこういうところがございますし、路線再編に合わせまして、小型車で集落の端まで乗り入れられる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

現在、町内の全路線を中型バスで運行しているところであります。特に朝夕の通学時間帯におきましては、それらがフル稼働しなければ児童生徒を時間内に送り届けることができない状況であります。このことから、児童生徒を運ぶには、現有のバスの確保が不可欠であり、バスの小型化は不可能であります。さらに現有以外の小型バスを保有するとなりますと、小型バスにかかわる経費が新たに必要となってくることから、現段階では難しいと考えております。

なお、篠塚議員がおっしゃってるような話は私も直接聞いておりますので、NPOを含む、社協を含む、いろんなことで今後取り組んでいきたいと、そんな思いであることは、私の気持ちであります。もう少し時間的余裕がないと、そういうことがいろいろ相談かけられないという事実をお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、和知地区から京丹波病院への直行便の運行は検討されてるのかお聞きをいたしておきます。

昨年の１２月の定例会一般質問で、「京丹波町病院への直行便運行について、生活交通を確保することは非常に重要なことであり、町民の皆さんが利用しやすい町営バスにするため努力する」と答弁されておりますが、和知診療所の機能が元に戻らないのであれば、和知地区の皆さんの安心・安全を確保するために、早急に直行便を運行する必要があると考えますが、直行便運行について検討をされているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

京丹波町病院の利用促進の観点からも、重要な問題であると認識いたしております。京丹波町病院サイドと連携を図りながら実現するよう、現在検討いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○３番（篠塚信太郎君） 次に、町営バスの運行を民間委託する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

近年、町営バス運行管理、学校給食運営管理とか、また窓口業務の委託運営などを民間委託されるケースが急激に増えてきております。その理由としましては、やはりコスト削減による財政健全化、それから嘱託職員等の待遇改善、それから事故トラブル発生の対応とか住民サービスの向上などが自治体にとって大きなメリットがあるということでありまして、島根県安来市でのコミュニティバスの運行では、運賃は５００円から２００円均一に引き下げられまして、乗客数は２３％増加いたしております。このほかにも自治体にとりましてメリットのあるさまざまな事例がございますことから、町営バス運行管理を民間委託、いわゆるアウトソーシングする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

町営バスはスクールバス機能を中心に運行していますことから、一般乗客の利用者数は極めて少ない中、嘱託職員や臨時職員を主として最小限の運転手で運行いたしております。歳入では繰入金約５７％、歳出では人件費が約６８％を占め、非常に厳しい運営状況となっております。また、来年度には瑞穂地区の小学校の統合もありますことから、さらなる人員の確保等が問題となってきております。こういった状況ですので、町直営でのバス事業には限界が来ているところでもございます。何にしまして、現在民間委託につきましても、研究調査中でございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、和知診療所の診療体制充実についてお聞きをいたします。

町長は選挙公約で、「和知診療所の機能を合併前の状態に回復します」と約束をされまして、就任時より府立医科大学に出向きまして、医師派遣の要請をされるなど精力的に動かれております。そして本年4月より、医師確保に向けた奨学金貸与条例を制定されるなど、さまざまな角度から御努力をいただいているところでございます。

最近患者さんが多いのか、診療に3時間は待たんとあかんというような状況が出ておまして、中村先生1人では診療は大変な状況ではないのかなというようなことも考えております。常勤医師1名の確保は急を要すると考えられますが、最近の医師確保に向けた取り組み状況と、奨学金貸与のピーアール方法などにつきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

町長就任以来、本当に本町の医療体制については最重点施策として取り組みを進めてまいっております。国や京都府関係等にも常に医師の派遣要望をお願いいたしております。今後とも本町の実態を御理解いただく中で、強く要望を進めてまいりたいと考えております。

また、将来の医師確保として、今言っていたいたとおり、奨学金制度を本年から始めました。現在のところ残念ながら応募がありませんで、締め切りを12月末まで延長し、今後とも広報を行っていききたいと、そのように考えているところであります。

全般情報があり次第、係員を派遣して医師のつてがないかということも現在やっているところであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 常勤医師1名の確保につきまして、御努力をいただいておりますことをよく理解はできました。和知出身者で自治医大を卒業された人もおられるようで、その方にも要請をされる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

そして、奨学金制度でございますが、応募がなくして期間を延長したということでございますが、なかなか京都市とか大阪とか他市町村、他府県からの応募はないというふうには思いますので、京丹波町出身者で医科大学・大学院生、専門・臨床研修医師というのはおられないのか、調査をし当たられた経緯はあるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、質問という形で御提言いただいたことも含めて、うんと検討してまたお願いしたいと思っております。

詳細については、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいま町長からも御回答ありましたように、医療政策課のほうでも十分調査をいたしまして、今後確保に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、常勤医師1名が確保できるまでの間、和知地区の皆さんの安心・安全を確保し、命を守るために、アルバイト医師による2名体制とし、救急・入院などに対応できる診療体制にする考えはないかお聞きをいたします。

現在は救急・入院はほとんどの人が綾部市民病院に行かれております。救急だけでも和知診療所で診てほしいと、多くの皆さんが要望をされております。昨年の12月定例会一般質問で同じような質問を行いました。アルバイト医師の対応は考えていないという答弁でございましたが、常勤医師が確保できなければ、いずれはアルバイト、非常勤の医師で対応というようなことも、これは考えていかなければならないことでありまして、機能回復、合併前の状態に回復までの間、アルバイト医師がなぜだめなのかという、そのお考え方につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アルバイト医師という表現ではないんですが、和知診療所につきましては本当にヒヤヒヤしとったんですが、ことしの4月1日からも非常勤勤務医師5人の応援を得ております。それでも、中村所長非常に重荷になってるなという判断はしています。何とか1名、どうしても増やしたいと、そんな思いで取り組んでいるところです。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 和知診療所充実の関連質問でございますが、看護師と薬剤師を現在募集をされておまして、薬剤師の方は退職されたと聞いておまして、欠員になってるということは理解できるわけでございますが、看護師は7月1日という急な採用募集というのでありまして、定員割れ、不足してるのかという話は聞いたこともございませぬし、何か老健施設のほうで増員が必要になったのかなというような状況があるのかなのか、また定員割れになる状況にあるのか、その看護師募集の状況、内容につきまして、わかる範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から続いて答弁させます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの議員の質問でございますが、看護師の募集につきましては、京丹波町病院並びに和知診療所ということで計画をいたしております。京丹波町病院につきましては、看護配置基準の問題がございまして、平然から若干名不足しておるといのが現状でございます。そうした中で、今回採用に、公募を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、学童保育施設の状況等につきましてお聞きをいたします。

のびのび児童クラブ1組の丹波地区は、旧須知小学校施設を使用しておりますが、講堂の雨漏りが激しく、21個のごっつい大きな漬け物樽が置かれてると、こういう状況になっておりまして、非常に保育に支障をきたしているというような現状であります。また雨が漏りました場合は、ほかの行事には利用、使用できないというような状況でもございまして、なぜこのような状況が何カ月間も修繕をされずに放置をされてきたのか、また改修計画はあるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 講堂の雨漏りについてでございますけれども、ことしになってから少し顕著になりまして、4月になってからは小雨でも雨漏りがするというような状況になっております。早急に雨漏りの箇所の調査を行いまして、適切な修繕を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 早急に改修といいますか、修繕をするということでございますが、この施設を今後保存していくということであれば、応急措置ではなく教室等も含め、屋根の全面改修が必要であるというふうに考えますが、その見解につきまして、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 確かに建設以降かなりの年数がたっておる古い校舎を活用させていただいておるところでございます。全面的な対策ということでございますけれども、文化的な遺産という視点からも、部分的には重要なことだというふうに思っております。財産管理担当課とも十分協議をさせていただいて、その方向性を考えるべきであるというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、この1組の施設にネズミ、ゴキブリが繁殖しまして、保育室にネズミが出没し、天井からネズミのおしっこが落ちてきて児童の顔にかかったというようなこともあったというようなこともあったようでございまして、保育児童の保健衛生面上において大変な悪影響を及ぼしてるということでございますので、駆除の計画はあるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学童保育室内におきまして、定期的に指導員によりまして、ネズミあるいはゴキブリについて粘着式のトラップを活用した駆除、また殺虫剤によりますダニ駆除等を行っておりますけれども、校舎全体からすべて駆除することは大変困難な状況にございます。

今後、定期的な業者への駆除委託も含めまして、効果的な駆除を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ネズミ、ゴキブリ以外に、住み着いている動物等掌握されておりましたら、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 掌握といいますか、出没するという話は野良猫でございますとか、あるいはヘビ、そういったものが出てくるという話は伺ったことはございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ほかにタヌキ、ハクビシンというものが住み着いているようでございます。

それと、施設周辺と中庭であります。もう草がぼうぼうでありまして、この施設の外へはもう一歩も、玄関以外は出られへんという状況でありまして、この草刈り等はされるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 財産管理課とも含めまして、定期的には年に数回やってきておるところでございますが、現状十分把握いたしまして、早急にそういった事態の解消に向けて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） このように、1組のこの施設は老朽化してまして、保健衛生上も学童保育にも不適切であるというふうに考えますので、移転するお考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 校舎自体が古く老朽化してるのは事実でございますけれども、非常に広い講堂もございますし、またグラウンドも有しておりまして、有効に活用した保育のできる環境でございます。今後は先ほどの雨漏り修繕や有害虫の駆除など維持管理を適切に行いまして、引き続き本施設での保育を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、2組の瑞穂地区は山村開発センターを使用しておりますが、同センターのこのホールが使用された場合、保育室からは一步も出ないようなこの指導がされているようでございまして、保育に支障は出ていないのか、お聞きをいたしておきます。

また、同ホールは、他の団体が使用しているときは、児童がホールを使用できないということで、保育室に缶詰状態ということで問題はないのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在は、山村開発センターの幼児室兼談話室を学童保育で使用しております。その他屋外やホールの使用がない場合はホールを使用している状況でございます。使用があらかじめわかっておりますので、その状況に応じた保育を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 夏休みになりますと4年生を受け入れするという事になっておりまして、最大34人になるという見込みでございますが、実際あの部屋に入れるのか、保育室のスペースに問題はないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在1年から3年まで、それから夏休みにつきましては4年生ということで、現在進んできておりまして、今の状況では何とか保育はできる状況でございますけれども、もう少し学年を上げてほしいという御要望もございまして、夏休みから学年を上げての保育も考えております。現在、山村開発センターの今の施設だけでは少し窮屈な状況でございますので、もう一部屋、2階に保育室、和室がございまして、そこも含めて夏休み中

については、夏休み以後については考えていきたいというふうに思っております。

なお、将来的なことではございますけれども、今の桧山の保育所等の新しい新築されておりますので、その有効活用も含めて、あわせて移転についても考えてまいりたいというふうに以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、山村開発センターのこの設置目的等から見まして、長期間にわたりまして学童保育施設として使用することは不適切ではないかというふうに考えられますが、その御見解についてお聞きをいたします。

住民には、条例の使用規定に基づきまして、団体によっては使用承認しなかったりなど、厳しい取扱をしながら、内部では目的以外のことに使用してるということを、これどのように町民に説明をされるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 山村開発センターの設置及び管理に関する条例、施行規則に基づきまして使用しておりますけれども、年間を通じて決められた部屋を使用しているところから、ほかの利用者が使用できない場合もあるというふうに思いまして、大変御迷惑はかけてるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） このような条例を無視したようなことができるのであれば、条例の制定は必要ないというふうに私も思ってるんですが、このまま継続して山村開発センターで学童保育をされるのであれば、これは条例の改正が必要ではないかというように考えますが、その見解について、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほども申し上げましたけれども、山村開発の設置の管理に関する条例、施行規則に基づいて一応使用してるということでございますけれども、実施年齢の引き上げや、また保育ニーズの高まりによります保育児童の増加、また本来の設置目的からも、現施設では限界があると思っております。桧山保育所の跡地利用も含めまして、移転について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 山村開発センターの本来の使用目的に戻すためにも、2組の施設を

移転するということが急務ではないかというふうに考えておりますし、移転後がまた旧桜山保育所ということでございますが、とにかく学童保育自体がこの古い旧施設ばかりを回っているということ自体が、考え方自体がちょっとこれまずいんじゃないかなというふうに思いますし、この次の移転先の保育所が学童保育に適していると考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学童保育につきましては、子供たちがまずは安心してしっかり遊んだりあるいは友達との交流をできる場所が必要でありますし、また同じ部屋の中だけで本当にこうじっとしてるというのも子供のストレスもありますし、また適当な広さがあって体も動かせるというふうなところが適当かというふうに考えております。今のところ少し、現在2組の場所につきましては、そういったところを十分備えていないというふうには思っておりますので、今後子供たちのそういった午後、放課後ののびのびと育てるような環境につきましても、本当にどういう形がいいのかということもあわせて、また先ほども申しました、桜山保育所の跡地利用も含め、総合的に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をいたします。

再開は午前10時15分からといたします。

休憩 午前 10時00分

再開 午前 10時15分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可いたします。

10番、坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ただいまから平成22年第2回定例議会におきまして、私は通告書に従い、食物アレルギーについて、学童保育の実施時期と施設について、子宮頸がん、頸がんワクチン、ヒブワクチンの公費助成について、町営バス運行について、以上の4点について町長と教育長にお尋ねをいたします。

まず初めに、食物アレルギーについて町長と教育長にお尋ねいたします。

皆さん食物アレルギーって聞いたことはあるかと思います。私はそば、卵、青い魚などを

食べたときにブツブツとじんま疹が出て、かゆいというぐらいの認識しかありませんでした。今回この質問をすることで、私自身認識の低さを考えさせられました。今、食物アレルギー疾患は増えることはあっても減ることはないと言われています。

東京都では唯一３歳児を対象としたアレルギーなどに関する調査を１１年度から５年ごとに実施をし、３回目となる調査は昨年の２１年１０月にされました。その結果３歳児までに何らかのアレルギー症状と診断をされた幼児の割合は、１１年度から２％増え３８．８％であったそうです。そのうち、食物アレルギー疾患と診断をされた幼児の割合は、１１年度は７．１％であったものが、１０年後の２１年度には１４．４％と、２倍に急増しています。

そこで、町長と教育長にお尋ねいたします。

一つには、本町での乳幼児、小・中学校の児童生徒の中でアレルギー疾患と診断をされている子供たちの人数と状況の把握はされておりますか、お伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

医師よりアレルギーについて診断書の提出指示を受けている児童数は、１４名であります。上豊田保育所９８名のうち７名、下山分園２５名のうち２名、そして桧山保育所１０５名のうち５名となっております。わちエンジェルでは報告ございません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 給食の一部を食できない等の食物アレルギーの児童生徒の状況につきましては、学校給食を実施しております小学校８校、中学校１校の計９校におきましては、小学校は６校で１１名、中学校、これと和知中だけでございますけれども、中学校は２名の、計１３名となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○１０番（坂本美智代君） ただいまお答えいただきましたが、小学校、中学校、中学校はまあ和知だけなんですけれども、小学校の場合８校のうち６校で１１人ということでありましたが、それぞれこの小学校が何名かということをお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど言いました１１名の内訳でございますけれども、丹波ひかり小学校が３名、桧山小学校が１名、明俊小学校１名、三ノ宮小学校が１名、質美小学校が１名、和知小学校が４名、計１１名が小学校の内訳でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） あるお母さんが、福知山市からこちらの京丹波町に引っ越しをされてきました。保育園に預けたいということで、保育園の子育て支援課のほうの課長とも相談をされました。この京丹波町ではどのような給食を提供されているかということをお伺いしたところ、この京丹波町ではこうした除去食に対応していないということで、今現在弁当持参の幼稚園に通って、通園させておられます。

以前住んでおられました福知山市では、一時保育であってもこうした除去食を提供してくれてたということでもあります。それぞれの市町村によってこうした格差が生まれているということが現実であります。

保護者の方は保育園を選ぶときに、食物アレルギー疾患を持つ子供に対する対応ができるか否かで選ばなくてはなりません。また、こうした子供さんと多くの時間を過ごしているお母さんは、なかなか周りの理解をいただくことも難しく、1人で悩む方がおられるのではないのでしょうか。アレルギーによる症状は多種多様であり、1番の被害者は子供さんであります。特に、乳幼児の時期には情報や助けが必要です。相談窓口の設置や情報の提供などの方法は考えられませんか。また、対応していただく職員の食物アレルギーに研修もする考えはございませんか。町長にお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをいたします。

児童1人が複数のアレルゲンを持っている場合もあります。医師の診断書の指示を受けまして、それぞれ個別に対応いたしております。アレルギーの原因食物の除去あるいは代替、食事中の見守り、また調理器具を分けて使用するなど対応を行っているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 研修について、お答えいたします。

厚生労働省からの通達やガイドラインはありますが、統一されていないのがまず現状であります。研修等については、京都府市町村保育担当栄養士連絡会があり、京丹波町でも参加しているところであります。本年7月にはアレルギーについての研修が開催予定と聞いているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、アレルギーの開催予定があるということですが、こういった方がその研修には参加をされる予定でしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの研修の参加の職種でございますが、一応給食を担当していただいております主に栄養士さんを中心に、この研修については参加を予定しておりますが、それ以外にもこのアレルギーにつきましては、栄養士、給食に携わる者以外、保育士も大変重要と考えておりまして、保育士協会でも今年度アレルギーについての研修もございまして、そちらの参加も予定してるところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、先ほど教育長から各小学校のアレルギーの子供さんが13人と、中学校も入れてですけれども、いうことでしたが、それぞれその小学校、小学校によってやはり対応はどのようにされておられるのか、この京丹波町として一定の決まった対応がなされているのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校の対応につきましては、まず食物アレルギーがあるかどうかというような確認につきましては、各保育所、幼稚園から引き継ぎ資料や、あるいは保護者から提出されました保健調査書に基づきまして、児童生徒のアレルギーの状況等について協議し、対応を確認しているところでございます。

また給食につきましては、除去食、代替食の対応はいたしておりませんので、事前に配布する献立表によりまして、食べることができないかできるかということを確認いただきまして、食事が不足する場合は御家庭より補食分を持参いただいているところでございます。これは小・中学校とも同じ対応でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ただいまそれぞれの子供たちの状況は、除去食なり代替食はしていないと、今、教育長から答弁をいただきましたが、やはり親が給食のその中のものが献立をいただいたときに食べられないという場合、お弁当を持参ということになるんでしょうか。お弁当持参となれば、やはり子供たちにとっては一緒に同じものが、同じというかやはり給食を食べたいという思いがあると思うんです。その代替食とか、除去食を行わないという、

行えないというその辺の問題点はどこにあるのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど除去食とか代替食については対応はしていないということを申し上げました。もちろん児童生徒は同じように食事ができるということが非常に重要でございますし、また食べられないお子さんが周りの子供たちと同じように食べられないというプレッシャーがかかっても、これは非常にいけないというふうに思っておりまして、全く食物アレルギーの児童生徒の方が、全くそのときその日に100%食べられるものがないということにならないように、例えば3品のうちどうしても食べられないのがありましたら、1品は全くそのお子さんが食べられるような、そういったものをつくらせていただいて、全くその100%お弁当を持ってくるということのないように、それぞれの料理の中身で配慮はさせていただいておるといところでございます。こういった代替食とか除去食ができないというような状況につきましては、調理体制とかあるいは設備の規模とかあるいは配送体制等、対応が非常に難しいというようなことから、そういった対応と今のところしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 昭和29年に学校給食法ができてから、初めて平成20年6月に学校給食法が改正をされました。学校給食法の目的が食育の推進にと大幅に改正をされ、栄養教諭の役割として特別な配慮が必要とする児童または生徒に対して、個別的な指導を行うことが明記をされております。子供たちにとって、先ほど教育長もおっしゃいました。学校給食は学校へ行く一つの楽しみでもあります。これが苦痛になってはなりません。やはり先ほど言いましたように、除去食並びにやはりそれに変わる代替食の提供が必要かと思いますが、その点の考えをもう一度伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町の学校給食の現状は、現在学校給食センター2カ所、それから瑞穂地区の自校給食4校によって提供を行っております。また、平成22年度の瑞穂地区4校の統合化にあわせまして、調理施設の一元化に向けまして事業推進を行っているところでございます。一方その先には、平成25年度における中学校給食の完全実施の目標もございまして、大きな変換時期を迎えているところでございます。学校給食のアレルギー対応につきましては、現状では先ほど申しましたように、調理体制とか設備規模等によりまして、対応が困難な状況でございますが、先ほど出ましたとおり、小・中学校完全給食化計画に向けまして、本年度より検討を行うこととしておりますので、あわせて学校給食のアレルギー対

応に向けた基礎調査も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） アレルギー、食物アレルギーに対しての対応を進めていくということでありましたが、ぜひやはりどの子も同じような立場で提供されるのが当たり前やと思いますので、ぜひ一步前へ進んでいただきたいと思います。

次に、食に関する指導の手引きが22年の3月改訂版が文部科学省より各教育委員会に配布をされております。他府県では学校給食調理向けのアレルギー対応の手引きを作成して対応されております。この京丹波町教育委員会も学校給食でもアレルギー対応ができるよう、給食のアレルギー対応マニュアルを作成する必要があるかと考えますが、先ほどの答弁と同じように、その中にやはり対応、このマニュアルをつくるということも検討されるのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、学校現場では日本学校保健会というのが全国組織がございます。府もあるいはそれぞれの先生方が入っておられる日本学校保健会というのがございますけれども、食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアルというのを参考に、現在現場ではやっております。マニュアルの作成につきましては、現場の養護教諭や栄養教諭、また校長などの意見も十分聞きながら、食物アレルギーについても対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所のことでお答えしておきます。現在、保育所では京都府医師会乳幼児保健委員会が監修しております、あるいは発行しております、保育所・幼稚園で役立つアレルギー対応マニュアルを参考にいたしております。3保育所の給食担当者会議の中でも、マニュアルについて現在協議いたしているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど教育長がおっしゃいました、アナフィラキシーという大変重篤なショック症状を出されるお子さんもおられます。やはりこういった給食をつくる、学校給食のこうした食物アレルギーのマニュアルをつくる場合には、やはりそういった保護者の方ももちろん交えて、また専門医として医師も交える中での協議をするべきであると思

ます。やはりそういった食物アレルギー対応推進委員会とか、他府県のそういった教育委員会では、そういうものを立ち上げてやはり検討協議をしております。その内容も、その協議の中のこの内容に基づいてマニュアルも作成されておりますので、ぜひそういった委員会を立ち上げて、保護者の皆さんの声を聞く中で、よりよいマニュアルをつくっていただきたいと思いますが、その点お伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 食物アレルギーの対応につきましては、まず本当に保護者の皆さんとしっかりお話を聞き、そして保護者の皆さんが安心して学校給食を受けられるようにするのが一番大きな前提であると思いますので、保護者の皆さんと十分連携して、期待に応えるような形で進めていってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 次に、先ほども言いました重篤なアレルギー症状でアナフィラキシーショックといって、体に入った異物に過剰に反応する症状で、死に至ることもある大変なアレルギー症状があります。このアナフィラキシーショックを起こした際には、エピペンという注射で応急手当をし、救急車で指定の病院に搬送しなければなりません。

例といたしまして、ことしの1月に兵庫県姫路市で食物アレルギーの子供さんが給食を食べて、アナフィラキシーショックを起こした際、学校は保護者から預かっていたエピペンを使わず119番をしました。その搬送前にこのことを聞いた駆けつけたお母さんが、このエピペンで注射をし回復した例があります。

文部科学省ではこうしたショック状態の児童生徒には、教職員が注射をしても医師法に触れないという通知を出されておりましたが、学校側には正しく伝わっていなかったそうです。まず研修会など教職員に周知徹底をする必要があります。

その点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど申し上げました、アナフィラキシーというのは非常に食物アレルギーの中でも本当に激しいと言いますか、そういうことは承知をしております。先ほど各学校で参考として使っております学校対応マニュアルの中にも、このことは記述をしております。また先ほど議員の御指摘のとおり、エピペンの使用につきましては、2005年3月文部科学省が認めたということで、学校教職員も打てるというふうなことが承認されたということで聞いております。このことにつきましては、現在保護者のほうから、そういった

エピペン使用というような事例といますか、お子さんがおられるということは学校のほうでは把握をしておりませんし、そういう申し出のあれはありませんけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、今後またそういったことの事例っていますか、も出てくる可能性も十分ありますので、この点については養護教諭あるいは栄養教諭等にしっかり指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今のところ小学校の中では、今通っておられる小学校にはそういったエピペンを使用する児童はいないということではありますが、私の知る中で近いうちに小学校に上がられる方で、やはりそういったアナフィラキシーのショック症状が起きた場合にエピペンを使わなければいけないという子供さんもおられます。やはり今、例でもありましたように、各学校にしっかりと徹底したことがそれぞれの教諭、校長先生なりに周知していただくことが、まず教育委員会からとして周知徹底をお願いしたいと思っております。

このアナフィラキシーショックを起こした場合、エピペンを使ってそのあと20分以内ぐらいには指定の病院に搬送しなければいけないということなんです。ここで指定いうたら南丹病院なんですよ。ほんでもうギリギリのところでありますので、やはりまず最初の処置が大事であります。その点も十分汲んでいただきますようお願いします。

次に、町長は昨年12月議会で、私の質問の中で、食物アレルギーの児童生徒に対して、学校給食での対応はできると答弁をされました。来年の4月から瑞穂では4小学校が統合します。190人でスタートいたしますが、改修される瑞穂小学校の給食室は増改築の予定もなく、アレルギーに対応できるのか、調理室の環境の整備は大丈夫なのか、またそれぞれの食べ物の混入の問題など、手間もかかるため確認なども余裕がなければ、少人数の調理員で大丈夫か、こういった保護者の方からの声が、心配がされております。

こうした多種多様な食物アレルギー疾患の子供への給食の対応は、十分できると考えておられますか、再度伺います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 統合小学校に向けての給食設備の改修の点でございますが、現状このアレルギー対応に特化して改修をするという状況にはございません。増加する児童分の給食を適切に調理できるという観点からの改修ということで、御理解を賜りたいと思います。

先ほども教育長が答弁させていただきましたように、翌年度直ちにこの対応をすべての学校にすることができるかということについては、かなり困難を伴うというふうに思っており

ます。何度も同じようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、調理の体制でございますとか、施設の規模とか、それからあとさまざまにかかる配送の体制の問題とか、人的な問題、そういったものも含めて、少し時間をかけさせていただいて、中学校の控えております完全給食、こういったものもございますので、順次整備ができるように努めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） すぐには対応はなかなか施設のにも整備は難しいというのは重々わかっております。まずそやけど、あるお母さんがね、給食、まあ子供さんが学校に行って給食を食べると、一つのかげですとおっしゃいました。もう給食を信用するしかないですと。そういった考えで、やはりお母さんは学校に送り出しておられます。十分そういった食物アレルギーの子供さんに対する学校の給食の対応を、1日も早い対応をして、マニュアルをつくってしていただきたいと思います。そのことを要望しておきます。

2点目は、学童保育の実施時期と施設整備について教育長にお尋ねをいたします。

一つは、4年生以上の学童保育実施について、3月にアンケートを実施しました。その結果はどうであったのか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成22年3月に入部希望のアンケートを取らせていただきました。4年生以上では、23名の入部希望がございました。その内訳は、のびのび1組と呼んでおります丹波地域のほうでは4年、5年、6年の希望者が7名、それから2組、のびのび2組と呼んでいます瑞穂地域のほうが14名、それから和知地域、3組でございますけれども、2名、合計23名の入部希望がございました。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 23人の4年生以上の希望があったということであります。先ほど篠塚議員からの中でのお答えで、夏休み以後にというような教育長からの答弁がありましたが、現実的にはやはり夏休みを過ぎないと4年生以上は受け入れることができないということなのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど篠塚議員さんにも答弁をいたしましたけれども、移転も視野に入れつつ保育ニーズに対応できるよう、当面現施設を活用いたしまして、本年の夏休みから1年から6年まで通しまして保育受け入れがいたすように、夏休みから実施できますよう

に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） この4年生以上の学童保育の要望というのは、今の人数から見ていただいてわかるように、瑞穂地区がのびのび2組になりますね、が1番要望が多くて署名もたくさん集められてました。先ほどの答弁の中で、2階の和室も使用しながらということでありましたが、施設云々ということもあります。しかし、1日も早く実施してほしいというのが、保護者の皆さんの声でありますので、やはり十分、1日も早くの保護者の声を反映していただくよう、要望いたします。

次に、先ほど篠塚議員さんから同じようにちょっと重なる質問であります、のびのびの1組の、旧須知小学校を利用されてる学童保育であります、天井もちろん、講堂の天井が大変雨漏りで、先ほども町長に写真をちょっと提出させていただきました。また教育長も見といて、まあ十分知っておられると思いますが、講堂の雨漏りがひどいもので、バケツを五つも六つも並べて置いてあります。やはり1日も早く、やはり子供たちを保育施設としてはちょっと不十分でありますので、その辺の改修なりしていただくとともに、トイレの写真もあります。その排水溝にふたがしてありまして、これはとらないようにって書いてあります。見ていただいたらわかると思う。そこから大変においが上がってくるらしくて、やはり子供たちにとって、今それぞれの家庭では下水をね、下排水をしっかりと整備をされて、おうちでは快適なトイレになっておられると思うのに、まあ言うたらそういった子供たちの通うところでは、現狀的には不衛生な、先ほど言いましたいろんな小動物が出てくるということもあります。その辺もトイレのその排水溝のにおいということも1回ちょっと調べていただきまして、何らかの手を打っていただきますことを、要望したいと思います。その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在使用しておりますトイレにつきましては、一部手洗い器が取り外されているというような状況もございまして、廊下の手洗いの場で手を洗っている状況があります。手洗い器の設置につきましては、検討していきたいというふうに思っておりますし、また講堂の雨漏りにつきましては、先ほど篠塚議員さんのほうの御質問にお答えしましたとおり、現状調査の上、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

3点目に、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンの公費助成について町長にお尋ねをいたします。

この子宮頸がんワクチンの助成については、この3月議会で森田議員から質問がございました。その質問に対して町長は、府や医療機関の意見を聞き検討するとの答弁をされましたが、その後検討はされたのかお伺いします。

子宮頸がんは20代から30代の若い女性のがんとして罹患率が高く、近年大幅に増加の傾向であります。子宮頸がんはワクチンとがん検診と併用すれば、抜群の効果が得られると言われております。日本産婦人科学会などの専門会議は、11歳から14歳までの公費接種を推奨し、WHOの世界保健機構は9歳から13歳の接種を推奨しております。

しかし、3回の予防ワクチン接種の費用が約4万円から6万円必要とされ、自費のために重い負担となっております。世界では先進30カ国で公費接種を実施し、国内でも新年度から全額または一部助成をする自治体が35自治体取り組んでおります。また効果のある接種対象が少女ということから、産婦人科に行きにくいこともあります。こうしたことから、小児科でも接種できるよう検討する必要もある、そういった声もお聞きします。

それとまた、細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンの接種への公費助成であります。日本での赤ちゃんの細菌性髄膜炎の患者数は毎年1,000人以上と言われております。患者の5%が死にいたり、20%が水頭症やてんかんの発作、発達の遅れなどの後遺症が残る場合もあるそうです。細菌性髄膜炎の最初の症状は風邪の胃腸炎とほぼ同じため、ベテランの小児科医でも早期発見は難しいと言われております。世界130カ国では無料でワクチンの接種がされておりますが、国内では150以上の市町村で公費助成が行われております。子宮頸がんワクチン同様、ヒブワクチンの公費助成をする考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えをいたします。

子宮頸がんワクチンに関しましては、市町村担当課長会議などで京都府との情報共有を図ってまっております。京都府におきましては、子宮頸がんワクチンの導入など、効果的な予防対策を総合的に検討されているところであります。本町におきましても、女性特有のがん検診の該当者に、がん検診の重要性と子宮頸がんワクチンの説明資料を無料クーポン券と同封し、周知を図ったところでございます。引き続き京都府と連携し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、ヒブワクチンにつきましては、本年3月24日、京都府議会におきましても、細菌

性髄膜炎等を予防するワクチンの早期定期接種化を求める意見書が全会一致で可決されたところであります。本町におきましても、まずは国において予防接種法による定期接種に位置づけられ、安全で安心して接種を受けられることができる環境を整えることが必要と考えており、京都府とともに国に対して要望しているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） どっちにしても府との協議をしてということではありますが、ある市町村ではこの6月議会の補正でもう急遽出しているところもあります。ワクチンの無料を。やはりこの京丹波町においては、人数的においても、やはりこの少子化の中でやはり大事なこうした少ない子供さんのこうした命を、やはりその市町村のするかしないかのそういった格差でやはり命が奪われるというんですかね、命の格差がおきないためにも、やはり人数も十分承知されてると思います。その中の一部助成だけでもされたら、やはり保護者の方ももちろん子供さんの命が大事ですので、そういった町長の決断だけやと思いますので、ぜひそういった前に進む決断を、府の状況も踏まえてではありますが、やはり町として、まず町長の決断をお願いしたいとしておきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何せ京都府であって、平成20年度6月補正予算、がん予防等戦略事業ということで150万円なんで、それを踏まえてね、当町のことを考えてみたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは4点目は町営バス運行について、町長にお尋ねします。

この4月から土曜運行がされました。この利用状況を通告書でも出しておりましたが、昨日に続ききょうも篠塚議員からも質問をされましたので、省略をさせていただきます。

二つ目に、バス運行の時間についてお尋ねをいたします。4月のバスのダイヤの改正によりまして、最終の運行時刻が早くなり、中学生が乗り遅れるという声をお聞きします。クラブによっては片付けが遅くなることもあり、10分早くなったことで乗り遅れる生徒が出てきているようです。学校との連携はどうされているのか、この10分早くなった路線は質美路線でありまして、電車の時刻との関係もあるのか、その点もお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 利用状況につきまして、あるいは時刻につきましてですが、バスの時刻を改正する際には、JR列車などのダイヤに合わせることを基本としておりますので、す

べてを調整した上での改正とはなっていないと思っております。また教育委員会とも協議をいたしておりますので、納得いただける時刻になっていないようであります、現状は。今回いただいておりますお声に対しまして、御意見に対しまして、利用状況等の実態を把握し、改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長の答弁から改善を求めたいということですが、やはり保護者の方にとっては、また迎えにいかんなんと、質美路線だけこれまでより10分早くなってるんです。ほかの路線は5時35分、質美路線は5時25分、ほんで和知を見ましたら、和知は中学校の下で乗れますので、まあ5時25分ですけれども、そのバス停に行くまでは距離的に短いわけです。しかし、瑞穂中学校からバス停までに行くのには、やはり結構距離がありますので、もう走って走っても目の前をバスが行ってしまうとか、そういったことがあるんです。そしたらまた親が、次の三ノ宮方面の猪鼻ちゅうんですか、あっちの方面に行って三ノ宮で、丹波三ノ宮で降りて、そこまで親に迎えに来てもらうというようなこともあるそうです。やはりスクールバスとしておられますので、やはり子供たち、中学生の子供がね、クラブ活動早く終わるいうてもほかの上級生の関係もありますし、ほかのクラブとも関係ありますので、自分だけ早くバスが出ますので帰りますなんてことは多分言えないと思いますので、やはり学校としっかりと協議をしていただいて、そういうことのないように、やはり着替える時間も十分踏まえて、時間を考えていただきたいと思います。前向きに考えているということでありましたので、ぜひ要望しておきたいと思います。

二つ目にバス料金について住民の方から、納得がいけないとの声があります。実情にあったバス料金に見直してほしい、そういった声があります。これもまた桧山質美路線であります。先ほど町長にお手元にちょっとつたない地図ではございますが、書かせていただきました。これは水呑、質美から桧山に行く場合、水呑のバス停留所ですとまります。そこから十倉というところに少し入り込みまして、その十倉をUターンいたしまして、松尾というバス停、西田口というバス停、そして高尾というバス停で、丹波三ノ宮に行きます。そのときに先に乗る水呑と十倉というバスの料金が200円なんです。水呑と十倉のあとに乗る松尾と西田口というところが300円なんです。そのあとの高尾と三ノ宮いうところは200円なんですよね。住民の方が何でわたしが後に乗るのに、先に乗った人が200円で自分らが300円払わなあかんのやと、それは納得がいけないはずです。距離で計算されとりまして、今も1本だけ、この水呑－十倉から妙楽寺に出る路線がありますが、たいていはずっと松尾－西田口－高尾－三ノ宮を通して行く路線であります。ですからその辺の、やはり住民にとった

ら、納得がいける料金にしてほしいという願いでありますので、その点はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

今、言うてもらったとおり、質美線、時間帯によって運行経路がまず違うんですね。そのことによってこういう矛盾ができています。通告を受けましたんで、大分担当者と協議したんですけど、今は結論出てないですが、そういう住民の皆さんの感情を逆撫でするようなこといつまでもしとったのではぐあい悪いし、何とか解決したいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長も十分見ていただいて検討して、実情はわかっていただけたと思います。やはりこの町営バスの運行事業の条例の中にも、町営バスの運行に関し、特に町長が必要と認めるときは規定する料金を割引することもできるとかいう文言も入っております。ほかの路線のことも見まして、なかなかほなそこだけ200円にするとか、そういうことができにくいということがあるかとは思いますが、そうであれば全部200円にするとか、そうしたら問題が出てこないんじゃないかと、私は提案をさせていただきときます。

それと、そのほかのやはり路線で、こういった実情と合わないような路線がないのか、やはり見直すところは見直すべきであると思いますが、その点ほかの路線も調べて調査してする考えはないのか、その点お伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状町内ではございません。そうした矛盾の報告は。本町の実情課題を踏まえまして、参考となるような市町村があるかどうか研究調査して、このことの解決に当たりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは三つ目に、今特に周辺部は高齢化が進んでおります、先ほど篠塚議員さんからもいろんな提案もされております。やはりこういった高齢者とか交通弱者にとっては、やはり町営バスが唯一の交通機関でありますので、やはり乗っていただくということがまず第一ではないかと思えます。やはり本町と似たような、類似した他府県の運行実態を調査研究するべきではないかと考えますが、そういった考えはありませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう必要はあると思ってます。できるだけ早いこと、いろんな関

係者に1回集まってもらって、今御指摘の町民の足確保のために、頑張っていきたいというのが私の考えです。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど町長も検討していくということでありましたし、内部協議をしているということは篠塚議員の質問にも答弁をされておりました。やはりこうした調査研究する中で、実際にその周辺部におられる方、そういった方を交えた調査委員会とかね。まあ仮称ですけども、そういった委員会を立ち上げて、やはり1番利用、無駄な走りをするのではなくして、利用しやすい、1人でも多く乗っていただけるような町営バスの運行にするためにも、そういった委員会を設置する考えはないのか、お伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 委員会も含めて検討するという意味です。何せ私月給もろとるでよいんですけどね、関係者集めるというのは物すごいエネルギー要るんですね、実を言うと。私は晩やろうが何やろうがやりたいんですけれど、ありのまま答弁しておきます。できるだけ早くそういうことをしたいと思っておりますので。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 確かに、夜出ていただくということも大変御苦労かけるとは思います、町民の方には。しかしやはり自分たちのことでありますので、やはりその辺は理解していただいて、ぜひそういった検討委員会を立ち上げて、よりよい町営バスの運行をしていただくことを望みまして、質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

5番、森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 5番、公明党の森田幸子です。

平成22年第2回京丹波町議会定例会における一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

1番の細菌性髄膜炎対策について、先ほど坂本議員さんが同じ、重なる質問でありましたので、少しはしょってちょっと私からも言わせていただきます。

細菌性髄膜炎に赤ちゃんがかかると知的障害や運動障害、難聴などの後遺症が残ったり、死に至る場合もある。そして、髄膜炎、炎症を起こす病気で原因の75%がヒブと肺炎球菌によるものです。また、ヒブは赤ちゃんの鼻やのどにいる身近な細菌です。一人一人の可愛い赤ちゃんは、京丹波町にとって大事な大事な宝物です。そんな赤ちゃんの命を守るために

も、今後の前向きな取り組みをよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森田議員にお答えいたします。

小児細菌性髄膜炎については、保護者の皆さんに正しい理解や認識を持っていただくことがまず重要であります。乳幼児検診などで病気の症状やワクチンについてわかりやすく啓発してまいりたいと考えているところであります。

ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期接種化と安定供給の体制確保に向け、国において積極的に取り組んでいただけるよう、京都府とともに要望活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 先ほど、坂本議員さんと同じお答えで、それこそ全額といかなくても、一歩でも前向きな考えをよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 森田幸子さん、手を挙げて。

○5番（森田幸子君） 済みません。

○議長（西山和樹君） はい、森田幸子君。

○5番（森田幸子君） はい、済みません。

2番、公園の遊具管理について。

須知区内にあります水辺公園の遊具が壊れていて危険だと苦情があり、現場に行き確かめた後、早速に土木課に伝えました。一、二週間が過ぎ、遊具のことが気になり見に行きましたが危険なままでした。公園の遊具管理はどのようにされているのか、お聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。ありがとうございます。

管理については、丹波共同作業所との間で管理の委託契約を行い、週1回1時間から2時間程度の清掃や遊具の点検を行っております。その中で、遊具の破損や不具合などの報告を受け、現地確認を行い、その機能や安全性を考慮し、予算の範囲内で補修を行っているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 清掃の委託されてる方の管理で報告があれば直すという今のお答えやったんですけど、今の水辺公園見ていただけましたでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 水辺公園の遊具につきましては、委託しております共同作業所より報告を受けておりまして、遊具の階段が壊れてるのと、側板がはがれておりましたので、ベニヤ板等で補修をしようというふうに考えていたんですが、ちょっとベニヤ板ではまた危ないということで、現在修繕の工事のほうを委託するように計画しているところでございます。現地のほうにつきましては、報告を受けた後、担当者のほうと確認に行っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 関連質問でなんですけども、町管理の公園は何力所あるのか、管理費として年間幾らぐらいの予算が使われているのか、わかっている範囲で教えてください。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在のところ町が管理しておりますのは、今おっしゃられたように須知の水辺川公園、また将来的には須知公園のほうも当課のほうで管理していくことになるというふうに考えております。

なお公園の管理費につきましては、平成22年度で需要費、役務費等含めまして、51万6,000円ということになっております。

済みません、失礼しました。公園の管理費、管理事業のみは179万6,000円ということになっております。

済みません、以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） そうして予算もつけておられますので、どうかすぐに対応、悪いところ通報ありましたら、また通報があるまでに管理も、また子供たちがわからないままに大きな事故が起きてからでは大変ですので、よろしくお願いします。

またちょうどそのころ、苦情をお聞きしたそのころの新聞に、公園の遊具事故防止への記事がありました。少し読ませていただきます。

公園の遊具事故防止へ。公園などの遊具による子供の事故を減らし、安全な遊び場を増やそうと、消費者庁は遊具の簡単な点検方法や、費用を抑えた安全対策をまとめた事例集を作成し、自治体などに配布した。予算や知識の不足で、事故の危険がある遊具がすぐに撤去さ

れる例も多く、同庁は子供の遊び場をなくすのではなく、安全な場所を増やすため役立ててほしいと、事例集では重大事故の概要や対策を写真つきで説明し、部品交換など費用を抑えた補修方法を具体的に紹介した。滑り台などの組み合わせた大型の複合遊具や、ブランコは特に事故が多いため、専門家以外でも容易に点検できるよう、重点チェック箇所を図解で示したもの、対策の放置や誤った補修方法を防ぐ意味でも事例集は有効と期待しているとありました。

大事な子供たちを守るために、今後の管理体制をどのようにしていただけるのか、町長の考えはどうかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ありのままお答えいたします。

最初は、今170万円言いましたけど、十分やったんやと思うんです。ほとんど修理もないし、私もいっぱい聞いてるんですね、電気消えたままや言うたら、電気代がもったいないさかいて言うとりらしい。これはそんなことないんですけど、そういう話になるんですね。従って、これだけ水辺公園できてから、たくさんの利用者いただいたわけやし、もう一度全部を見直すなり、何かせん限り、事故が起きる可能性もあるなあと、電気もやっぱりしっかり照明しとかんと、いたずらで壊したりしはる面もあるんですね。そういうことも実際、遊具置いて体験しております。そういうことを踏まえて、もう一度水辺公園の全遊具について、自分で確かめてまた議会に提案したいと、そんなふうに今、森田議員の質問に対して思いました。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に3番、封筒広告について。

遠く福岡の町会議員さんの活動報告に、2008年度から開始して約60万円の収入を得られた封筒広告で自主財源の確保に取り組んでおられることをお聞きしました。また、隣の南丹市もホームページに広告掲載されておられるそうです。京丹波町としても、今日の厳しい自主財源確保の一環として、町が発行する印刷物やホームページに有料広告を掲載してはどうか、町長の考えはどうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えします。

人口の減少や長引く景気低迷が影響しまして、税金等自主財源の大幅な増加は見込めない

ことから、京丹波町行政改革大綱の中でも歳入対策として、民間の能力を活用した共同事業の創出をまず掲げているところであります。町としまして、自主財源の確保を目的に文書送付用封筒のみならず、ケーブルテレビ、町ホームページなども含めまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

本当にそう思っていますが、実を言うと私結構消極的でしたね、みんな気張って、管理職からも提案言うてもらわんと、慎重は慎重なんです。はい、そういう寺尾であります。

以上、お答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 積極的に考えていただいているということは、まあどのようなことで。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 積極的にこのことをしたいんですが、内容について、やっぱり民間の広告ということになりますと、うちはしてもろてへんとか、うちはしたとかいうこと、そういうことを慎重だというふうに表現しました。済みません。積極的に自主財源確立のために町内の方を中心に広告もいっぱい募集したいという思いであるんですが、内容について非常に慎重に取り扱いしたいということでもあります。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 町長さんの言われる慎重にいうことも、私もよくわかるんですけど、何か一つまた取り組んでいただいて、全般でなくても一つずつでもいいですし、前向きに早めに取り組んで、また頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、森田幸子君の一般質問を終了いたします。

ただいまから暫時休憩をいたします。

再開は午後1時ジャストからいたします。

休憩 午前 11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

15番、山田 均君。

○15番（山田 均君） それでは、ただいまから平成22年第2回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

先の総選挙で「政治を変えたい」という強い思いで自公政権を退場に追い込みまして、この強い思いに答えることができず、支持率も10%台に落ち込み、首相が交代もするということがおきました。沖縄の普天間基地問題や政治と金の問題も、何一つ明らかにしないまま、今期待感があるうちに参議院選挙を実施しよう、こう今動きが強まっております。アメリカにも財界にもはっきりものの言える政党が前進することが、本当に今ほど求められているときはないと考えます。日本共産党も、アメリカにも財界にもはっきりものの言える政党として全力を尽くす決意であります。

また今、地域主権改革の動きが強まっております。「交付金の一括化」や「広域化」は、受益者負担主義の徹底を図るものとなっています。これは命と暮らしを守る自治体の役割を放棄するものであります。こうした動きの中で、一番身近な京丹波町では、「医療・福祉を第一に、安心して毎日が暮らせるようにしてほしい。」これが町民の思いです。この思いにどう応えるのかが寺尾町政に迫られています。こうした立場から次の5点について、町長の施政の方針について質問をいたします。

第1点目は、仕事おこしと雇用の創出についてお尋ねをいたします。

2008年秋のリーマン・ショック以後の日本の景気悪化は、世界でも特に深刻でした。その原因はそれに先立つ10年間、1997年から2007年で見ると、主要7カ国（G7）で、他の6各国がGDP（国内総生産）を3割から7割増やしているのに対して、日本の伸びは0.4%となっています。雇用者報酬でも他の6カ国が2割から7割増やしているのに対して、日本だけが5.2%も減らしています。つまりこの10年間、先進国の中で日本だけが成長の止まった国、国民が貧しくなった国になっているのです。

2008年12月には年越し派遣村がつくられる。派遣切りをされた労働者500人以上が詰めかけました。また、自殺者は毎年3万人を超え、そのうち経済苦で亡くなる人は7,000人、言われております。

貧困と格差問題は社会問題であると同時に、最大の人権問題であるとして、日本弁護士連合会は対策本部を立ち上げました。雇用の創出や経済の活性化は、政治に課された大きな課題です。

平成22年度京丹波町の町長の施政方針では、引き続き商工会と連携した小規模商工業者の育成や補給金制度の経営支援や、国の緊急雇用対策事業を活用した就業機会の提供を図るとした取り組みが表明されています。

町内の商店を初め、中小零細業者、この経営は大変厳しい状況にあります。私の知る範囲の小売店などの店は、夫婦のどちらかが夜の仕事も含め、臨時や日雇いの仕事に出ておられ

るのが実態です。こうした実態を町行政がしっかり把握することが、今何よりも必要と考えます。

職員が分担をして、京丹波町の町内の実態調査を実施し、町政としてどんな対策が取り組めるのか、今考えるべき時期と思いますが、町長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

町民の皆さんを取り巻く状況を把握することは、大変重要なことだと考えております。商工業者の経営状況や、町民の皆さんの家計の状況など、個人の暮らしの中まで入り込み、ありのまま把握することは極めて困難でありますので、事業所あるいは企業統計調査、商業統計調査などの各種統計や、関係機関の資料などを多角的に活用しながら、町の現状をしっかりと把握し、保健、福祉、産業、教育など、各分野において行政施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 町長は、ありのままの状況を掴むということが必要だということについては、私もそのとおりだと思いますし、一致するわけではありますが、その方法についてはいろんな統計調査などということですが、実際商工会へ行ってみますと、いわゆる実際の数字というのはなかなか掴みにくいと、商工会の加入者はどうですかと、数字というよりも全体で60.96%だと、そういうような実態しかわからないんだと、もちろんまあ商工会の会員というのはわかっておるわけですが、京丹波全体の商工業の実態というのはなかなかこう数字だけでは掴みにくいと、こういうこともいわれております。といいますのは、例えば自動販売機を置いている方でも、商売という、入れれば商売の業者という数になるわけですので、やはりそういう面ではこの全国的にも、京都府下でも取り組まれておるような、職員が分担をして直接住民や商店等を訪問して、実情を聞き取りをすると、これ本当に商店や住民の皆さんへの激励にもなるわけですので、直接住民の声を聞くということは、協働のまちづくりにも結びつくことになりまして、まず職員がそういう形で直接出かけると、職員のそういう研修や教育にも直接私はつながると、こういうふうに思うんですけれども、そういう面ではそういった取り組みを、私はすべきだと思うんですが、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員を督励して、町内へ出向くというようなこと、今後指導を強めて

いきたいと思います。

具体的な行政の対策、幾らか延べさせていただきます。

経営支援事業としまして、小規模事業者に対しまして、京都府と町が補助をしています商工会小規模事業経営支援事業を初め、融資利子補給、融資保証料補給など町商工会と役割分担、連携しながら経営支援対策を進めているところでもあります。あるいは商工会プレミアム商品券発行支援、これ議会に提案させてもらったところですが、地元消費の喚起と商店の売り上げ向上を目指しまして、商工会がプレミアム商品券を発行されることとなり、この取り組みを支援すべく、本定例会において補正予算をお願いしたところでもあります。

緊急雇用対策として雇用の創出につきましては、本年度も国の緊急雇用対策事業補助金を活用しまして、委託事業である町内清掃美化管理パトロールや、グリーンツーリズム地域交流事業の田んぼアートのほか、町の事務や介護業務に係る雇用を行うことといたしております。

以上であります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 商工会と連携をしてると、もちろんそうだというふうに思うんですけども、商工行政というのはやっぱりしっかり行政の中で位置づけ、商店街はその町の顔でもあります。今ありましたように、融資制度やとか利子補給制度、もちろんそういうのをやってるわけですが、さらに地元優先の物品購入やとか、また空き店舗の対策とか、そういうこともあるわけですが、しかしそういう取り組みを含めて、本当に京丹波町の小売店の方、またそれぞれ業者の方、置かれている状況というのは本当にアルバイトしたり、そういうことをして経営を支えてるというのが実態なんです。だからそういうことを本当にしっかり掴んで、そしてその実態に合った対策を立てるということが、今本当に私は求められていると、このように思うんです。

ですから、全町民というのはなかなか難しいわけですから、一定抽出をするとか、商店やまたそういう業者の方を対象とか、そういうことも含めて、調査をすると。もちろん、職員にお願いするということになれば、協力を要請しなきゃいけないわけですが、やはり今、京丹波として、本当にそういうことを思い切って取り組むということが求められているというふうに思うんですが、町長はそういった商店やまた業者の方、町民の暮らしの実態をしっかり把握するというのが、優先すべき課題だと私は思うんですが、その点について町長の見解、考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁しましたように、行政が本当のところを掴むというのは非常に難しい面があると思っております。したがって、いろんな統計とかそういうことを利用して対策を打ち出していきたいというふうに考えております。

もちろん、商工業者やなかったから、商工会を通していろんな補助事業とかそういうこと、施策の対象にならないというふうに認識してないもので、一応商工会さんと一緒にそうした対策をとってるというふうに理解していただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 商工業者の皆さんは、商工会だけではありませんので、やはり町民であるいろんな幅広い人たちを対象というのは、これ基本だというふうに思いますし、実態をやっぱりどう掴むかということが私は必要だということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

次に、定住対策についてお尋ねしておきたいと思います。

きょう午前中に若者定住対策についてのお尋ねもありまして、3町合併後4年6カ月で人口1,127人減少しておることがありました。広報の「京丹波」、これを見ましても、毎月人口の状況や世帯の数字も出ておるわけですが、その数字を拾ってみまして、確かにその数字が出てきておるわけですが、世帯は10戸余りの減少ですが、人口は1,127人減っておると、1,000人を超す人口が減ってきておるわけですが、

町長はこの畑川ダムの推進と合わせて、水を使ってもらい取り組みが必要だというふうに言われておるんですが、こういう状況の中で、本当に減少した理由というのはどこにあるかと、中には公共料金が高いと、住みにくいと、こういう若い方もあるわけですが、

定住対策として住みやすい環境を整備するということが必要だというふうに考えるわけです。例えば子育て支援、こういう充実のもと、高校まで医療費の無料化とか、京丹波町へ引っ越してくる場合の引っ越し代の助成とか、公共料金の引き下げとか、水道、下水、ケーブルテレビの加入分担金や、管路や伝送路整備の負担これも大きな負担になっておるわけですが、そういった見直しも必要だというふうに思うんですけれども、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

人口の減少に歯止めをかけるべく、子育て支援など各種の施策を通じ、定住対策に取り組んでいるところであります。公共料金等の各種事業の費用負担につきましては、合併時の協

議に基づく費用設定や、公共料金等審議会において、受益と負担の適正化に向けて決定されてきたものであります。受益者が負担する費用が快適な生活を送るための公共料金等として、適切に反映されているか、今後見直す時期が来るかは考えますが、現時点では妥当な負担であると認識しているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 何点か例を挙げてお尋ねしたいと思うんですけれども、例えば水道事業、生活用水を町民に供給するのが設置目的なんですけれども、加入分担金は13ミリで13万6,500円とこうなっておるわけでございますけれども、新規に給水を受けようとするれば、本管からメーターまでの工事代金の負担が必要になってくると、また下水道は生活環境の向上と公共用水の水質の保全を図るということで、事業分担金を105万円と合わせて公共汚水ます及び取り付け管の新設工事に要する費用、この負担が必要ということになるわけですから、距離があれば50万円、100万円の負担をすると、こういうことになるわけでありまして。工事が終われば、その管は町に帰属すると、こういうことになるわけですから、農業集落排水、特定環境保全事業、両方ともそういうことになっております。

またケーブルテレビ、この今全町普及やっておりますけれども、この目的というのは地域内及び都市部との情報格差を是正して、暮らしやすく豊かな農山村を築くということで、加入分担金は、瑞穂の場合でしたらもう今8万円になっておりますし、丹波、和知の地域でも、今の一斉加入をしなければ8万円ということになるんですが、この11条を見ますと、新設の費用負担として、加入者は加入に伴い生じる設備工事費や伝送路、この設備の新設に要する費用の負担が必要と、こういうことになっておりまして、例えば本線から引っぱりますと、その費用、ある方は100万円必要だと、こういうこと言われたということになっておりまして、非常にそういう負担が大きく負担になってきておるわけでございます。

加入分担金以外にそういう工事代金の負担が必要になっておると、このやはり工事代金の見直しというのが必要になっておるんじゃないかと、そういうことによってこそ定住対策にもつながるんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねしておきたい思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細かいことは、また担当課から答弁さすとして、いずれにしましても、一般財政からも各事業会計の定めに従って繰り入れをしているところです。財政が安定してきたら、今御指摘のようなこと、改善できるものと思っております。

以上であります。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいま町長より答弁いたしましたとおり、山田議員がおっしゃるように負担金を安くすることが定住対策になるのではというお考えもございます。ただ、残事業との関係もございますし、また今後そういった点も合わせながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 山田議員からのケーブルテレビの関係につきましてですけれども、ケーブルテレビにつきましても、あとから設置をされます場合、幹線からの個人宅内への引き込み等々につきましては、一定、条例にも基づきまして工事分担金をいただいているところでございます。

今後におきましても、これまでの方法と同様な形での対応というふうには考えておりますが、またできるだけたくさんの方に加入をいただく上で、そういったところで料金の設定等も、また今後考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 町長に改めてお尋ねしたいんです。

下水道の場合、特定環境や、農業集落排水の場合は加入分担金が105万円と、それ以外にその工事の、管路を引っぱる工事代金があると、こういうことになるんですね。今、京丹波の場合は合併浄化槽の場合はこれ32万円ということに、5人槽ですけども、しとるわけですから、やはりそういうような一つの基準で考えた場合ですね、下水道の加入分担金、合併浄化槽、町施行、また集落排水にしても特定環境にしても、そういった一つの32万円ということにすれば、どちらにとっても同じ金額になるわけでございますし、また105万円という非常に高いそういう金額から見ましても、加入しやすくなるということもできると思うんですね。

実際考えてみましたら、近隣町を見ましても、100万円からの加入分担金を設定してる所はありません。40万円、50万円ぐらいの所なんですね。だから今度見直しということも言われておりますけれども、従量制で引き上がると、こんだけ高い加入分担金を払ってやってきてるわけですから、やっぱりそういうことも踏まえるべきだと思いますし、この見直しが本当に必要だというふうに思うんですね。

それからケーブルテレビの関係なんですけども、今学校なんかの緊急連絡、これケーブルテレビなんかで言うんですね。新しく入ってきて家を建てて、子供が学校に行っておると、

加入金 8 万円と、しかしその管路を引くために、線を引くために 50 万円、100 万円の金
が要ると、だからなかなかできないと、学校なんかは簡単に緊急放送しましたよと言う
けれども、実際に設置できていないというこういう家庭もあるわけなんです。だから本当に
そういう点から考えると、軽減を図るべきではないかと。NTT なんかにしても、関電にし
ても、電柱引いて管路、線路を引いてくるのは、それは業者がやって、そして電気代なり電
話料いただくというのは、これは当然業者がやるわけですから、やはりそういう考え方に立
てば、ケーブルテレビについてもそういう方法を取るべきではないかと思うんですけれども、
この下水道の関係、ケーブルテレビの関係、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また詳細については、後ほど担当課からお答えさすとしまして、私へ
の報告としては普及率が大体予定どおり進んでいるというふうに認識していますので、先ほど
申し上げましたとおり、受益と負担の適正化に向けて、それぞれ今日まで行政が成してきた
こと、これを引き続いて執行していきたいというのが私の立場であります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいま水道なり、下水道の負担金のことの御質問でございます
けれども、町長が申し上げましたとおりであります。

快適な生活を送るために、こうやった公共料金は必要でございますけれども、負担金につ
きまして、今後いずれ見直す時期は来ると考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまのケーブルテレビに関します加入分担金の関係でご
ざいますけれども、一定、当然議員もよく御存じのように、新設します場合に事業費、経費
というものがかかってまいります。それらを分担金並びにその後の使用料等で賄っていくと
いうような形をとっている関係もございまして、関西電力等々がやっておりますような長期
スパンでの料金回収とかいうような部分とは若干異なる点もあるのではないかというふうに
考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15 番（山田 均君） 片方では民間的な考え方というのを言うわけですから、やはりそう
いう面こそ大いにもっとそういう立場を生かすべきじゃないかというふうに思います。例え

ば開発団地ですね、水道の給水が今ずっとやられてきた経過もあるんですけども、この場合には町民であってもなかっても、加入分担金は13万円某の負担と、そして工事代は8万円を一律ということで、非常にそういうことを考えますと、配慮されたそういうことを片方ではやっておるわけですね。あるとこで聞きますと、町民として住所置いてもらわんと、そういういろんな利益が受けられないんだということもあるようでございますけれども、京丹波は水道に限っては町民であろうとなかろうと同じ加入分担金で引いてるわけですね。実際に今申し上げました下水道にしてもケーブルテレビにしても、この京丹波に住んで、家を構えて、住所を置いて住もうと、住んでの方がこういう非常に負担の大きさになかなかできないという家庭もあるわけなんですね。そういうことを考えれば、もっともっと見直しをする必要があるんじゃないかと思うんですが、やはり町民として、定住をもっと図っていくと、こういう立場から考えれば、大いにやっぱり見直しをすべきだというふうに思いますので、もう一度改めて町長に伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よく検討しますが、今後いろいろ御指摘いただいていること全般に協議しまして、見直しする時期が来るかと考えますが、現時点では妥当な負担であると認識しているということであります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 次に、農業振興対策についてお尋ねしておきたいと思います。

近年農地法の改正で、生産法人を設立すれば農地の取得が可能ということになって、高齢化や獣害対策がどんどん広がる中で、農地の荒廃も増加してるわけでございますけれども、こういうところに不動産業者の仲介などを通じて、地元も知らない間に農地が取引されると、こういうことも起こっておるわけでございます。

やはりそういう点では、この町の農業振興として、荒廃農地の防止の対策、解消のためのしっかり方針をつくって、そしてそれに基づいて生産法人等の農地取得等にしっかり対応していくということが必要ではないか。

あわせてやっぱり農業生産法人の役員は、地元の農家が半数以上を占めるとか、そういう利益第一主義ではなく、農業振興に協力をする、というようなことも一定のこう要件を踏まえて、私はしていかなければ、どんどん農地がそういう形で取得されて、そしてうまくいかなければ帰ってしまうということも起こってくる。これまでの事例を考えればそういうこともあるわけございますので、その点についてはどうかというのを1点伺っておきたい。

そして地域の中核として、新規就農者など頑張っておられる方もあるわけでございます。

そういう方への激励や支援、また新たな新規就農者の受け入れ、相談窓口、担当者を明確にして、しっかり支援をしていくと、非常に生活支援とか居住あっせんとか、そういうことも大事だとは思いますが、その点についてのお考えを伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

就農支援につきましては、現在産業振興課の職員2名が、京都府の田舎暮らしナビゲーターとして認定を受けているところであります。新規就農やIターン希望者への相談等の支援を精力的に行っております。本年度は和知地区において、2名の方が新規就農と就農研修をそれぞれ始めることとなりました。最近、田舎暮らしのニーズの高まりにより、本町への相談件数が増えておりますが、空き家などの住環境の情報等が不足しているため、就農相談に留まり、定住相談まで十分に対応できてない状況であります。

そこで、これから新規就農など田舎暮らしのニーズに対応するため、本年度において空き家バンク制度を構築する予定にいたしております。現在、産業振興課でその準備を進めております。空き家バンク制度は、空き家登録のあった空き家を、町のホームページ上で公開するものですが、新規就農による定住を促進するためには、地域の受け入れ体制づくりが重要となることから、空き家バンク制度と合わせ、地域ぐるみの定住生活支援と発展するように地域の協力を受けて、モデル的な仕組みも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） もちろん今回回答いただきました取り組み、大事だと思うんですが、合わせてやはり2年間今、39歳までに就農しますと、実践農場で支援を受けれるわけですが、2年を過ぎると一定の生活支援もないということになって、実際に収入がなかなか確保できない。また、農協なんかでは組合員となっても、2年間たったぐらいでは融資も受けられないと、農業に就農しても、収入を確保しなければ借入もできないと、こういう実態なんですね。ですから、本当にそういうところへの支援をするためには、実際に生活支援の、どういう支援をするかと、もちろん相談をしっかり支えていくということと同時に、一定の支援をしなければ本当に続いていけないというのも、実態の状況なんですね。ハウスを建てるにしても自己負担がこれいるわけですが、借入という方法もあるわけですが、やはりそういうことを考えますと、本当に一定の支援もしながら、そういった新規就農者を激励し、京丹波で頑張っていただくと、そういう取り組み強化が本当に必要だというふうに思うんですが、あわせてその点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

住所もこっちに移してくれて、新しく就農するということであれば、また今御指摘いただいているような生活支援を含む対策をたてんなんという認識ではおります。今後の課題だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） もう1点、農業振興の関係で伺っておきたいのは、周辺地域では高齢やまた病気などで離農も増えておるわけでございますし、こうした場合に地域だとか農家組合で管理をしたり支援をして農地の管理をする、そういう取り組みをされている地域もあります。いつまでもこういう状態が続くものではありませんが、地域づくりの面からも地域や農家組合への活動の支援というのにも必要だというふうに思ひますし、またあわせて農地の排水対策、非常に管理が行き届かなくなつて、排水が悪いということもあるわけでございます。明渠だとか暗渠排水工事への現物支給など、そういった簡単な助成制度を設置して、そして支援をしていく排水対策もやりやすくすると、こういう取り組みが必要だというふうに思ひますけれども、この点についての考え方を伺っておきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

農地の管理は高齢化等により、農地所有者個人では対応が困難になつてきている状況などの中で、中山間地域等直接支払事業や農地・水環境保全向上対策事業等により、地域単位で農地保全の取り組みを推進いただいているところであります。特に中山間地域等直接支払事業は、第3期対策として本年度から5年間にわたり事業が継続されることとなりますので、有効的にこの事業を活用いただき、暗渠排水等の農地の改良等につきましても、計画的に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） こういう排水対策もそういった中山間の費用を使つてということだと思ひますけれども、今見ておりますと、そういったお金については獣害のそういう対策に使おうと、それからまた水路の管理、井堰の管理そういうところに、共同的なものに使おうというのが大半でございます。それぞれほ場の部分については、やはり個人の責任ということになつておるわけでございますから、やはりそこら辺は町が支援をしていくということが大事だと思ひますね。その1枚、10アールの田んぼに、10万円も20万円もかかるわけではないわけでございますので、一定のやっぱり支援をして、そういうのを促していく

と、支援をしていくと、そういうことも私は大事だと思うので。多額のお金を使ってということではございませんので、ぜひ私は研究していただきたいと、これは旧町の場合、瑞穂なんかではそういう制度を使って、業者に委託をするというよりも、所有者やとか地域で排水対策をして、現物の暗渠排水のパイプやとか、竹を入れるとか、そういうことも含めてやるとか、重機についても借ってきてそのリース代とか、そういうなことでも支援をしてきた経過もあるわけでございますので、そういう形でやっぱり支援をしていくということが、私は必要だと思うんですが、改めてその点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

山田議員、もちろんよく御承知の上でいろいろ御質問なさっているという前提で答弁したんですが、私の承知しているところでは、農家組合とかあるいは農業委員会さんに頼りにしているということをまず申し上げておきます。第1項のほうで、第2項農家組合にも気張って支援しているという認識でまづおります。その上で、ほ場整備済ましたあとで、排水が悪いという事例では、才原と鎌中でそういう事例があるという報告で対処しているということを知っておりますので、ほかにあるとしたら、できる範囲では場を守るという立場で頑張りたいという思いでおります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 次に、畑川ダムと水道統合事業についてお尋ねしておきたいと思います。

昨日も、畑川ダムの質問もあったわけでございますけれども、もともとこの計画というのは、丹波・瑞穂の開発団地7，114区画に6，000人の人口が増えるということで、水が不足するというのでダムの計画が進んできました。18年ももうたっておるわけでございます。人口の目標も、丹波・瑞穂合わせて2万5，000人というのがそのときの設定でございました。実際によくよく調べてみますと、6，000人団地で増えると、開発団地で増えるというのはアンケートをしましたけれども、アンケートの全体の回収率は26.2%しか返ってきておりません。その中で、給水希望というのは90件でございましたし、インフラ整備ができればというのは575件、合わせて8%しかなかったわけでございますけれども、それをマジックのように7，114区画が対象として希望があるんだということで、6，000人の人口が出てきておったわけでございますけれども、こういうような水需要計画で計画をされてきましたけれども、現在では人口増というよりも、事業所の水需要が非常に増えてきたと、実際にいろんな資料見ますと、増量要望と、現在丹波と瑞穂にあります既存の

事業所、これが4, 989トン、水が欲しいと、新たに、こういうことを言うておるということになってるわけでございますけれども、このダムから取水をして、給水を行うわけでございますけれども、この現時点で給水先というのはどこどこが予定されておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

畑川ダムからの取水する日量5, 000トンを含めた水は、増量要望のある企業や開発団地への給水及び現有施設を補うものとして利用してまいりたいと考えております。

また、夏場の水源枯渇など緊急の場合には、畑川ダムからの給水による安定供給が可能だということで、事業推進に当たっているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 事業所の新規の増量要望が、4, 989トンあるということになっているわけでございますし、開発団地については、もうほとんどのところについては今もう給水をしてるわけでございますので、新たにどういうところが増量をされるということと同時に、企業についてもこの4, 989トン、間違いないのかどうかを合わせて、やはりしっかりした資料も提出していただいて、その町内事業所の、本当に増量要望が確実なものなのか、はっきりやっぱり私はさすべきだというように思います。その点について伺っておきたいのが1点と、ダムは24年完成ということになっておるわけでございますけれども、いろいろな資料見ますと、高度処理をするということで、それ2年間かかるということで26年から給水ということになるわけでございますけれども、そういうような計画ということで進んでおるのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 後ほど答えるとして、ちょっと細部にわたっては担当課から回答させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 畑川ダムの水需要につきましては、この畑川ダムから取水します5, 000トンと、既存の水9, 100トンを合わせました1万4, 100トンを利用するという、これが平成30年度の計画目標なんですけれども、やはりその水が必要だということとを、再三今までから答弁をさせていただいておることかと思えます。

それから、先ほど山田議員からは、26年からの給水ということでしたけれども、ダムの

ほうは24年度末には完成いたしまして、実際は25年から給水することは可能です。なお、その後貯留する水ということで、高度処理の計画も認可の中ではございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 24年完成、25年から給水ということなんですけれども、その高度処理というのは予定にはなっておるんですけれども、確定はしてないと、改めてまたどうするか検討するということなのか、計画の中には入ってるわけでございますので、その点改めて伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） はい、お答えします。

高度処理につきましては、やはりダムが貯留する水ということで、恐らく必要であろうと考えております。認可時にもその計画を盛り込んでおります。なお、その内容とか方式につきましては、ただいま現在もいろいろと技術も進歩しておりますし、そういった検証を25年には行い、そして実施計画、工事という形で考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） あわせて、和知地域のこの統合計画についてを伺っておきたいと思うんです。当時の資料を見ますと、水道施設の統合整備計画、24年までに継続事業として12カ所ある給水区域を5カ所に統合するというので、取り組まれてきておるわけでございますし、合わせて区域を水道管で結んで一本化するという計画にもなっております。合併後もこの事業計画に基づいて進められておるわけでございますけれども、西部の給水区域の事業がまだというように聞くわけでございますけれども、残事業やとか対策の対象地域の協議が進んでおるのかどうか、あわせて伺っておきたいということと、あわせて、近年その上流で土砂崩れがあって、水が濁るということも聞いているわけでございますけれども、これとあわせて統合計画に基づくそういうことが改善されるのかどうかも、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、お答えいたします。

計画では和知地域の12カ所の水道施設を5カ所に統合整備することにまづなっております。残事業としては西部地区の取水施設、そして浄水場施設の整備と配水管の整備、またほかの地区におきましても、配水管等の整備が一部残っております。残事業につきましては、

金額ベースで14億8,500万円余りとなっており、今後西部地区の施設の位置などについても、地元と十分な調整を図りながら、事業を推進していかなければならない状況であります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、お答えしたとおり、取水箇所あるいは浄水場、配水、そういうことをもう一度、平成13年の事業認可当時のままの事業遂行が困難になっている状況にあります。その中に濁水の問題も含まれております。そういうことを全般、解決するために、新たに当該地区の協力を得て、取水施設そして浄水場施設を整備するということであります。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） そういった状況の中で、完成予定というのは24年度ということなのか、前倒しということを考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思ひますし、水道で水が濁るというのは、もう根本的なこれ問題なんで、料金さえいただけないということに匹敵するような状況だと思うんですけれども、この辺の改善というのは進んでおるかと思うんですけれども、あわせて伺っておきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からお答えさせます。

濁水については、常日ごろは発生しておりませんので、はい。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 2点ほどお答えいたします。

先ほど、平成24年度を目標にということで進んでいるかということの答弁なんですけれども、水道料金の説明会の折にもちょっと申し上げておりますけれども、現在のところは平成26年度完成目標に一部修正しております。今後地元と膝をつき合わせて、十分に協議を進めていきたいと考えております。

それから、水が濁るという部分についてですけれども、この4月以降も私現地のほうには何回か行っておりまして、大雨のときには若干やはり水が濁っているのを確認しました。すぐに対策として、今は砂ろ過なんですけれども、砂の量を増したりというような作業を既に行っております。なお、新しい施設ができますと、横濾過の施設ということで、そういったことは全然心配がなくなるというふうに認識しております。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） 5点目でございます。非核自治体宣言の町としての取り組みについ

て伺っておきたいと思います。

5月3日から国連本部でNPT（核不拡散条約）の再検討会議が開催されました。最終日に合意文書が全会一致で採択をされまして、核兵器の完全廃棄に向けた具体的な措置を含む核軍縮撤廃に関する行動計画に取り組むことで合意をされました。核兵器のない世界に向けて、重要な一歩前進であるというように思うわけであります。

こうした動きにも連動して、本町でも非核自治体宣言の町として具体的な取り組みを進めるべきと考えるわけでございます。一定、具体的な提案も何点かさせていただいたわけでございますけれども、その取り組みについてどういうお考えなのか伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、お答えいたします。

核兵器のない平和な世界の実現は、町民すべての思いであると認識いたしております。京都府内の先進的な取り組みを参考にし、その取り組みについて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田 均君。

○15番（山田 均君） ことしも8月が迫ってくるわけでございますので、ぜひ今具体的な先進的な事業も研究ということでございましたので、この8月から取り組みができるように、ぜひそういった取り組みを強めていただきたい、強めるべきだという点も申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 1時50分